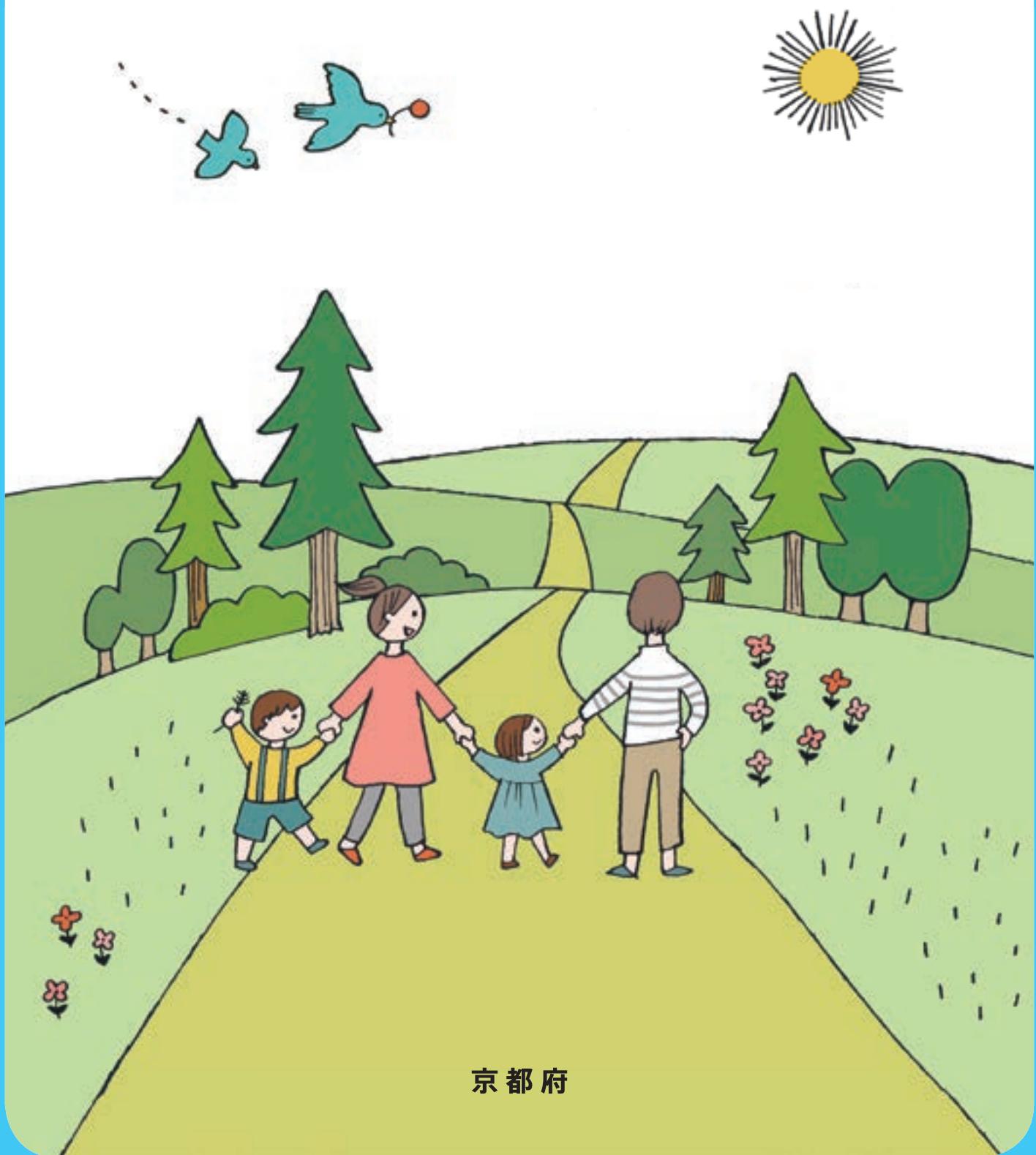


同和問題と人権

— 部落差別のない社会へ —



京都府

このパンフレットを読んでいただく皆さんへ

2016(平成28)年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」としています。

基本的人権を保障し、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳つた日本国憲法の施行から70年余り。部落差別を原因とする同和問題は、多くの人々の尽力により、着実に解決へ向けて進んできましたが、今なお部落差別が解消するには至っていないという現実を、私たちは真摯に受け止める必要があります。

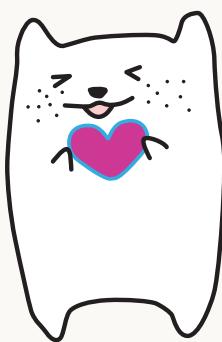
将来にわたって同和問題(部落差別)を残すことがないように、私たちはその解消へ向けた先人の歩みを引き継ぎ、後戻りさせることなく、一步ずつ前へ進めていかなければなりません。一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会を実現していけるよう、部落差別を解消することの必要性について、私たち一人ひとりが理解を深めることが必要です。

部落差別とは何か、解消するためにはどうしたら良いのか、皆さんと一緒に考えたいと思います。



CONTENTS 目次

| | |
|---------------------------|----|
| 部落差別、同和問題とは何か | 1 |
| 部落差別の歴史的経過 | 2 |
| 同和問題の解決へ向けた取組 | 3 |
| 部落差別解消法の制定 | 5 |
| 部落差別の現状と状況の変化 | 6 |
| なお残る部落差別の要因 | 9 |
| 部落差別を解消するために～わたしたちにできること～ | 11 |
| みんなで差別のない社会を | 13 |
| 同和問題関係年表 | 15 |
| 部落差別の解消の推進に関する法律 | 16 |



部落差別、同和問題とは何か

「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「**部落差別解消法**」といいます。)は、部落差別についての定義を設けていません。

1965(昭和40)年に部落差別の解消を目指して出された同和対策審議会答申では、部落差別は「半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的又は顯在的に厳存し、多種多様な形態で発現する」とされています。さらに、部落差別は心理的差別と実態的差別に分けることができ、両者が相互に作用し合うことによって、差別を再生産する悪循環を繰り返すと説明しています。

同和問題については、部落差別によって日本国民の一部の人々が、経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、基本的人権を侵害される、特に、何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、「**もっとも深刻にして重大な社会問題**」と説明しています。



部落差別の歴史的経過

部落差別の起源

古来、人々は天変地異などの災いを「ケガレ」(=日常が壊れたこと)と考え、日常を回復する「キヨメ」が必要であったことから、葬儀や法要、祭礼などで様々な役割に携わる人がいました。こうした、なにか特別なことに携わる人々に対する畏怖(いふ)（おそれ）の意識が、やがて、ケガレに関わる人に対する賤視(せんし)（見下し、さげすむ意識）となっていったと言われています。

江戸時代～明治時代

江戸時代になると武士を支配身分とする職能に応じた身分が編成されました。被差別身分についても、身分(人)と居住地(土地)と職能は、基本的に一体のものとして受け継がれていきました。

明治維新後、旧百姓・町民身分は平民とされ、華族・士族との結婚や移住・職業選択の自由が認められました。被差別身分についても、1871(明治4)年の太政官布告(だじょうかんふこく)（いわゆる「解放令」）によって、被差別身分の呼称は制度上廃止され、身分・職業ともに平民と同様とされました。

しかし、華族・士族・平民を格づけた身分意識や、被差別身分であった人々に対する差別や排除は残りました。そうした中、江戸時代に担っていた行刑役(きょうけいやく)（罪人の逮捕・捜査・刑の執行など）の代わりに金銭での税負担が始まり、特有の仕事が新規参入により減る一方で他の仕事に就くこともできず、急速に生活が困窮化しました。

コラム

「同和問題」？「部落問題」？

部落差別解消法では、法律で初めて「部落差別」という言葉が使用されました。「部落」とは元々「集落」の意味であり、部落差別の対象となる部落を「被差別部落」、部落差別により生じる社会問題のことを「部落問題」と言います。

一方で、行政用語として、「部落差別により生じる社会問題」を指して「同和問題」という言

葉が用いられてきました。「同和」は「同胞融和(どうほうゆうわ)^{わこう}」=人々が和合する(仲良くする、まじり合う)こと」の略語であり、同和問題に係る地域のことを「同和地区」と言います。

いずれも法律上の定義ではなく、使用者の人や場面によって意味が異なる場合がありますが、両者は基本的に同じ事柄を指す言葉と考えることができます。

※「同和地区」については、1969(昭和44)年以降33年間に渡って実施された「特別措置法による同和対策事業の対象地域」のこととして限定的に使用される場合もありますが、このパンフレットでは「被差別部落」を指す言葉として用いています。

| 問題の呼称 | 地域の呼称 | 差別の呼称 |
|-------|---------|--------------|
| 同和問題 | 同和地区(※) | 部落差別 |
| 部落問題 | 被差別部落 | (同和差別とは言わない) |

同和問題の解決へ向けた取組

同和対策審議会答申

1922(大正11)年に全国水平社が創設されて以降、同和地区(被差別部落)の人々を中心とする差別からの解放を求める運動は全国に広がり、ねばり強く進められてきました。1947(昭和22)年には「基本的人権の尊重」を柱とする日本国憲法が施行されましたが、部落差別は依然として存在し、同和地区の人々は実質的に就職・教育の機会均等が保障されず、貧困による劣悪な生活環境の中に置かれていました。また、こうした生活実態がさらなる差別を生み、貧困から抜け出せないという悪循環もみられました。

こうした問題を解決するため、内閣総理大臣の諮問機関として設置された同和対策審議会は1965(昭和40)年に出した答申で、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘し、同和対策の具体案を示しました。

この答申に基づき、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以降、33年間に渡り、生活環境の改善、産業対策や職業の安定、教育文化の向上等を目的とした同和対策事業が推進されました。

特別措置法による対策事業の推進

同和対策事業は、同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を改善することを通じて、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を図るものでした。

その結果、住宅や道路の改良など物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善されるなど概ね目的を達成できる状況になったことから、2002(平成14)年3月をもって特別措置法による対策事業は終了することとなりました。

同和対策審議会答申が示した同和対策の具体案(主なもの)

| | |
|------------|--------------------|
| 生活環境の改善 | 住宅の建設・改修、上下水道の整備など |
| 社会福祉の充実 | 社会福祉施設の設置など |
| 産業対策、職業の安定 | 共同施設整備、職業訓練など |
| 教育文化の向上 | 就学進学援助・教員配置など |
| 基本的人権の擁護等 | 人権思想の普及高揚など |

一般対策による取組

1996(平成8)年、地域改善対策協議会意見具申は、特別措置法による対策事業終了後の重点施策の方向として、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」、「今後の施策ニーズへの一般対策による的確な対応」などを示しました。

これを受け施行された「人権擁護施策推進法」(1997(平成9)年)に基づく人権擁護推進審議会は、人権教育・啓発や人権救済に関する基本的事項について答申を行い、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

2002(平成14)年には同法に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、以降、国や地方公共団体において、人権教育・啓発に関する施策が推進されてきています。

京都府でも、「新京都府人権教育・啓発推進計画」(2005～2015(平成17～27)年)及び「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」(2016(平成28)年～)を策定し、同和問題に対する正しい理解と認識を広めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図るとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題への現行制度の的確な運用や、隣保館(※)を活用した住民交流の促進等に取り組んでいます。

※社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に実施している。



部落差別解消法の制定

部落差別解消法は、これまでの同和問題の解決へ向けた様々な取組の経過や、今なお存在する差別意識、インターネット上の差別の問題など情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化等を踏まえて制定されました。

この法律は、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現すること」を基本理念とした上で、国と地方公共団体が部落差別の解消に関する施策を講ずる責務について規定しています。

京都府では、2002(平成14)年3月の特別措置法による対策事業の終了後も、同和問題の早期解決へ向け、地域の課題やニーズを的確に把握し、差別意識や偏見を解消するための教育・啓発や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組を進めてきました。

今後とも、新たに制定された部落差別解消法に基づく責務も踏まえ、相談体制の充実や教育及び啓発に努めるとともに、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するなど、部落差別の解消に向けた取組を的確に進めています。

部落差別解消法に基づく地方公共団体の施策等

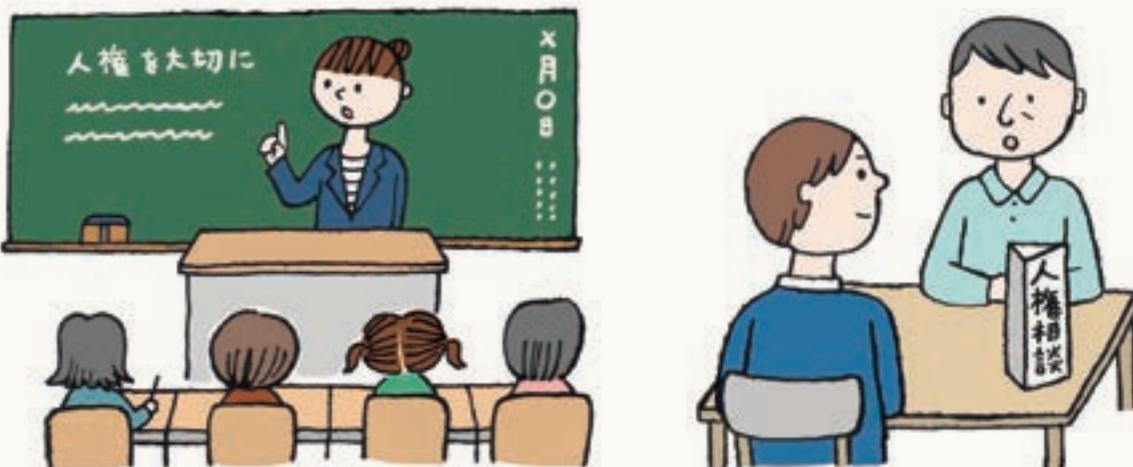
相談体制の充実

国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、必要な施策を行うよう努める。

教育及び啓発

部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国が行う調査に協力する。

部落差別の実態に係る調査



部落差別の現状と状況の変化

部落差別解消法が制定された背景には、現在もなお存在する部落差別の現状と、情報化の進展に伴う状況の変化があります。

特別措置法による対策事業から一般対策への移行の方向性を示した地域改善対策協議会意見具申(1996(平成8)年)は、「差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している」としていましたが、現在に至っても、部落差別に係わる以下のような状況がみられます。

身元調査(結婚差別、就職差別など)

結婚は「部落差別の最後の越え難い壁」(同和対策審議会答申より)とされ、同和地区出身者との結婚を親や親戚から反対されるといった問題が発生してきました。

近年でも、結婚相手の身元調査等のために戸籍謄本等が不正取得されるという問題があり、2011(平成23)年に発覚した1万件以上とされる大量不正取得の事案などが発生しています。こうした問題の背景にある身元調査を求める社会の意識が同和問題の解決を阻害する要因になっていると考えられます。

また、就職に関しても、企業が採用希望者の身元調査を行っていたなどの問題が発生してきました。1975(昭和50)年には、全国の同和地区の所在地とされる情報を記載した「部落地名総鑑」と称する差別図書を多くの企業が購入していた問題が発覚し、図書は回収・処分されました。しかし、現在では、こうした同和地区の所在地とされる情報がインターネット上に投稿されるという問題があります。

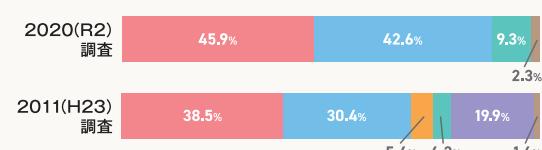


意識調査の結果から

同和地区出身者との結婚に対する意識

(京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)に関する府民調査報告書2021)

2020(令和2)年に京都府が実施した「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)に関する府民調査」では、子どもの結婚相手が同和地区出身者とわかった場合、親としてどのような態度をとるかを聞いています。「子どもの意思を尊重し問題にしない」との回答が45.9%ある一方で、「絶対に結婚は認めない」が9.3%、また、「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」とは51.9%となっています。



- 子どもの意思を尊重し問題にしない
 - 親としては反対だが、子どもの意思を尊重する
 - 家族の者や親戚の反対があれば、結婚は認めない
 - 絶対に結婚は認めない
 - わからない
 - 回答なし
- ※2020(R2)調査では「家族の者や親戚の反対があれば、結婚は認めない」と「わからない」は含まれない。

土地差別調査問題

不動産取引に関しても、マンション開発に係る土地調査の中で、調査会社が同和地区や在日外国人居住地域などを「問題のある地域」などとしていた問題が2007(平成19)年に発覚したほか、宅地建物取引業者が物件の仕入れを検討するための社内資料に同和地区かどうかを識別する記載をしていたという問題も判明しています。

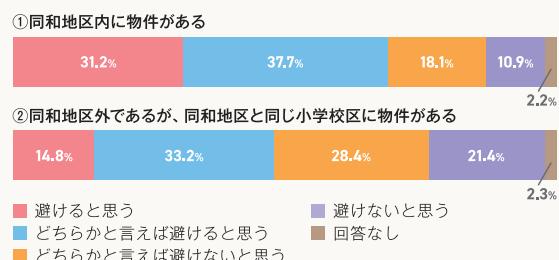
不動産取引に際し、「同和地区かどうか」を調べる行為は今なお各地で発覚していますが、こうした問題は、住まいを選ぶ際に、同和問題(部落差別)に関わることを避けたいという「^{きひ}忌避意識」が現れたものと考えられます。

意識調査の結果から

同和地区に対する忌避意識

(京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)に関する府民調査報告書2021)

2020(令和2)年の府民調査では、住宅を選ぶ際に「①同和地区内に物件がある」「②同和地区外であるが、同和地区と同じ小学校区に物件がある」場合にどのような態度をとるか聞いています。これについて、「避けると思う」との回答が①31.2%、②14.8%、「どちらかと言えば避けると思う」との回答が①37.7%、②33.2%となっています。



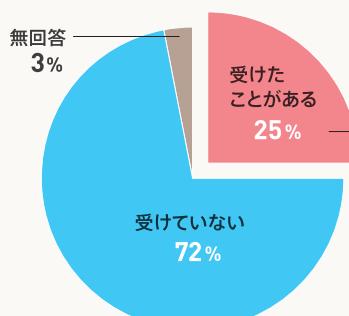
宅地建物取引業者に対する同和地区の問合せ

(京都府「宅建業者を対象とした『人権問題についてのアンケート』の調査結果」2017)

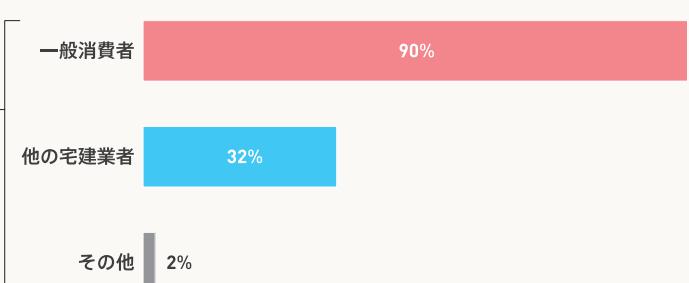
2016(平成28)年度に京都府内の宅地建物取引業者に対して行われた調査では、最近5年程度の期間に「取引物件の所在地が同和地区かどうか」の質問を受けた経験について、「質問を受けたことがある」との回答が25%あります。

受けた経験について、「質問を受けたことがある」との回答が25%あり、そのうち90%は「一般消費者」から質問を受けたと回答しています。

取引物件の所在地が同和地区かどうか 質問を受けた経験



誰から質問を受けたか（複数回答可）



インターネットに関する問題

現在、インターネット上では、同和地区やその出身者に対する誹謗・中傷や、同和地区の所在地を特定する情報の投稿が問題になっています。こうした、差別を助長する情報や悪意に満ちた情報もインターネットを通じて簡単に拡散されてしまい、完全に消去することは極めて困難です。

部落差別に関しては、「わざわざ教えるから差別はなくならない」、「同和地区の所在を知らない人が増えれば自然消滅する」という、いわゆる「寝た子を起こすな論」も以前からありますが、情報化の進展に伴って、同和地区の所在を伏せること、差別意識の伝播を防ぐことが難しい状況が生まれており、こうした状況の変化を踏まえた新たな対応が必要となっています。



コラム

被害者を救う・守る プロバイダ責任制限法(※)って?

ネット上の書き込みに対して、被害者が発信者の氏名や住所などを開示請求できる権利などを規定した法律です。

※「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(2002(平成14)年5月施行)

令和3年4月に改正（令和4年10月までに施行予定）

- 発信者の特定までに必要だった2回の裁判手続きを1回にするなど簡略化
- ログイン情報が発信者情報となり、プロバイダなどに開示請求を可能に

現行法では困難だった発信者の特定を容易に

なお残る部落差別の要因

これまで述べてきたように部落差別は、古くからのケガレ意識や封建的身分制度に基づく賤視・偏見を起源とするものです。なぜ、身分制度が廃止されて150年近く経ってもなお、部落差別が存在しているのでしょうか。

慣習やしきたりをうのみにする意識

同和問題（部落差別）に係る忌避意識がおこる要因について、これまで行われたさまざまな研究の中で、かつて被差別身分の人々がケガレを清める役割を担っていたことに由来するケガレを忌避する態度や、それに関わる人に対する賤視が深く関わっていると指摘されました。例えば、葬儀の際の「清め塩」という慣習がありますが、ケガレ意識はこうした身近な生活の中に今日も存在し続けています。

これまで育まれてきた伝統や文化等には後世に受け継いでいくべきものも多くありますが、「世間のしきたりだから」「皆がやっているから」とその意味や影響を理解せずに受け入れてしまふことが、世代が替わっても差別意識を残すことにつながっているとも考えられるのです。

「家意識」や世間体を気にする意識

各地の人権意識調査の結果からは、家柄や血筋を気にする人は、結婚において同和地区出身者を忌避する態度が強いという傾向がみられます。かつて、封建的身分制度の下で、結婚は基本的に同じ身分同士で行われていました。戦後、家制度がなくなった後も、家同士の「つりあい」や世間体を気にする社会の中で、例えば、同和地区出身者との結婚が「自分の家には似つかわしくない」と考えられ、忌避してきたとの指摘もあります。

こうした、「家意識」や世間体を気にする意識が、今まで差別が残ってきた要因のひとつと考えられるのです。



同和地区出身者と見なされることを避ける意識

近年の人権に関する意識調査には、結婚において同和地区出身者を忌避するよりも、同和地区やその周辺に住むことを避ける意識の方が、より強く現れる傾向がみられるものもあります。

封建時代には特定の身分（人）と居住地（土地）は一体のものでしたが、「居住移転の自由」が保障された現代社会では必ずしも両者が一致するわけではありません。そのため、「人」を基準として同和地区出身者かどうかを判断することが難しくなり、代わりに「土地」が基準とされるようになったことが指摘されています。差別意識に基づくこうした考え方が強まると、「そこに住めば、自分も同和地区出身者と見なされるかもしれない」という不安から、そのリスクを避けようとする心理が働き、同和地区に対する忌避意識がさらに強まってしまいます。こうした差別の現れ方は「見なされる差別」と呼ばれることがあります。

このように、意識調査で「土地」を避ける意識がより強く現れる背景には、単に同和問題（部落差別）に関わることを避けたいという意識だけでなく、「見なされる差別」を回避しようとする意識も影響していると考えられるのです。

コラム

えせ同和行為には毅然とした対応を！

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実にして、企業や行政機関等に対し、不当な寄付を募ったり、高額な図書を売りつけたりするといった行為のことです。

このような行為は、同和問題の解決に関係ないばかりでなく、同和問題に対する誤った意識を植え付け、解決を妨げる原因となっています。不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが重要です。



部落差別を解消するために～わたしたちにできること～

正しい知識を身に付ける

教育・啓発は部落差別解消法の重要な柱の一つです。何よりも私たち一人ひとりが、教育・啓発に触れる、参加する機会を通じて理解を深めていくことが重要です。

2017(平成29)年の内閣府の調査では、部落差別等の同和問題を初めて知ったきっかけ(認知経路)として、高い年齢層で家族・親戚・近所といった私的な経路の割合が高く、若い年齢層で「学校の授業」の割合が高くなっていることから、若い年齢層ほど、学校で正しい知識を得ながら同和問題に出会っていることがわかります。

しかし一方で、「同和問題を知らない」という回答は、若い年齢層でやや高い割合になっているという状況もあります。インターネット上で拡散されている差別を助長する情報も、正しい知識がなければ、意識の空白に容易に入り込んでしまうでしょう。

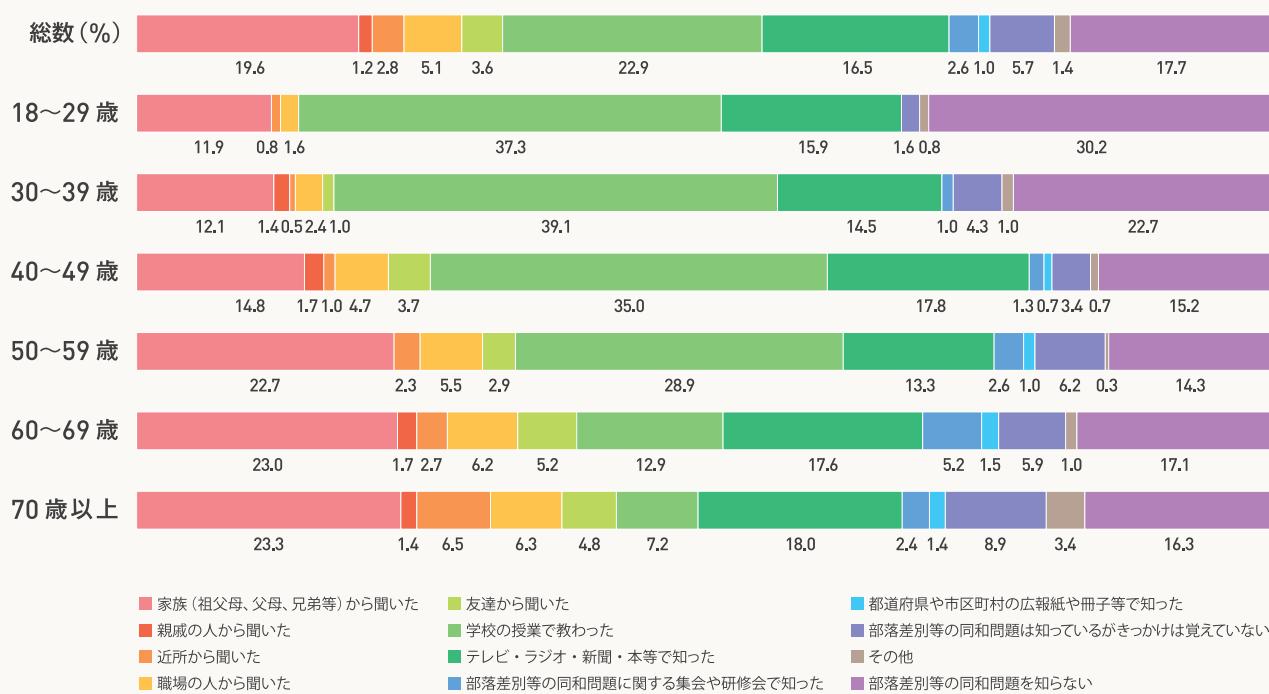
誤った知識・思い込みは同和問題の解決を妨げる要因の一つです。京都府が行った人権意識調査などでは、**人権教育・啓発との接触度が高い人ほど、同和問題や同和地区出身者に対する忌避意識、差別を容認する意識は弱まる**という結果が出ています。

同和問題(部落差別)の解決のためには、私たち一人ひとりが正しい知識を得て問題を理解し、自分の身の周りから解決に取り組むことが大切なのです。

意識調査の結果から

部落差別等の同和問題を初めて知ったきっかけ

(内閣府「人権擁護に関する世論調査」2017)



自分にも関わりのある問題として考える

私たちは、ともすれば、差別の問題を、差別される人と一部の差別的な人の問題、自分とは関係のない問題と考えてしまいがちです。しかし、ここまで見てきたような差別の現れ方やその要因からもわかるように、差別の問題は、どこか遠い世界で、特別に差別的な人々が引き起こす問題ではありません。自分が「してしまう」かもしれないし、「出会う」かもしれない問題なのです。

差別の理由は、「される」側にではなく「する」側にある、社会の多数派の価値観が作り出しているということを、私たち一人ひとりが自覚し、自分にも大いに関係のある問題として、これからの時代に向けて「差別を再生産しない」こと、そのために、学び、考え、行動につなげていくことが大切なのです。

予断や偏見を持たずに入と接する

社会には、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに関する様々な人権問題があります。ある人々がどんな人であるかを特定の属性によって判断し、忌避し差別するということは、多様な人々と交流する機会を失い、人間関係を狭めていくことです。人間関係には面倒なこともあります、一方で、生きる喜びを生み出す源もあります。

私たちが他人と出会うとき、「那人」個人がどんな人かについて、予断や偏見を持たずに入接し、様々な人と豊かな関係を築くことは、私たち一人ひとりの人生を豊かなものにすることでしょう。そのことが、やがて、差別をなくしていくことにつながるのではないかでしょうか。



みんなで差別のない社会を

同和問題の解決を「国の責務であり、同時に国民的課題である」とした同和対策審議会答申から50年余りが経ちました。

この間、同和問題を解決するために、33年間にわたる特別措置法による同和対策事業をはじめ、国・地方公共団体はもとより、多くの団体・関係者が力を尽くしてきました。その結果、生活環境をはじめ、様々な面で存在していた較差^{かくさ}は相当程度解消されました。また、生活環境の劣悪さが差別を再生産するという状況も改善の方向に進み、差別意識も着実に解消へ向けて進んできました。

しかし、部落差別解消法が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、**部落差別は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題である**と認識することが必要です。

ここまで見てきたように、部落差別は、「差別する（してしまう）側」である社会の多数派の意識や偏見によって再生産され、残存してきたものです。

基本的人権を保障する日本国憲法の下、日常の生活において差別を受けたり、本来自由であるはずの人生の選択が妨げられたりすることは、決してあってはなりません。

部落差別をはじめ社会に存在するあらゆる差別は、人がつくりだしたものです。であるならば、私たちの手でなくすることもできるはずです。私たち一人ひとりが差別的な出来事を見抜き、同調しないようにすることによって、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる共生社会をつくっていくことができるのではないかでしょうか。

「部落差別を解消する」

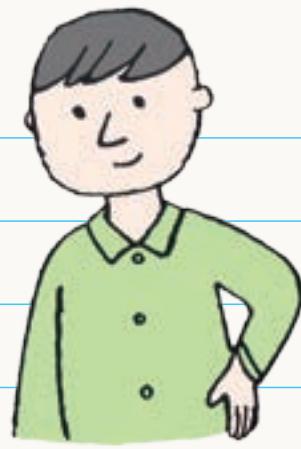
そのための行動が私たち一人ひとりに求められているのです。

すべての人間は、
生まれながらにして自由であり、
かつ、尊厳と権利とについて平等である。
人間は理性と良心とを授けられており、
互いに同胞の精神をもって
行動しなければならない。

——世界人権宣言 第1条より



同和問題関係年表



| | |
|-----------------|---|
| 1871(明治4)年 | 太政官布告(いわゆる「解放令」) |
| 1922(大正11)年 3月 | 全国水平社創立大会 |
| 1947(昭和22)年 5月 | 日本国憲法施行 |
| 1960(昭和35)年 8月 | 「同和対策審議会設置法」施行 |
| 1965(昭和40)年 8月 | 同和対策審議会答申 |
| 1969(昭和44)年 7月 | 「同和対策事業特別措置法」施行 |
| 1978(昭和53)年 11月 | 「同和対策事業特別措置法」延長 |
| 1982(昭和57)年 4月 | 「地域改善対策特別措置法」施行 |
| 1987(昭和62)年 4月 | 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行 |
| 1992(平成4)年 3月 | 地対財特法一部改正(一部事業の5年延長) |
| 1996(平成8)年 5月 | 地域改善対策協議会意見具申 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」 |
| 1997(平成9)年 3月 | 地対財特法一部改正(一部事業の5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行、人権擁護推進審議会設置 |
| 1997(平成9)年 7月 | 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」発表 |
| 1999(平成11)年 3月 | 「人権教育のための国連10年京都府行動計画」策定 |
| 1999(平成11)年 7月 | 人権擁護推進審議会答申(第1号答申)「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 |
| 2000(平成12)年 12月 | 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 |
| 2001(平成13)年 5月 | 人権擁護推進審議会答申(第2号答申)「人権救済制度の在り方について」 |
| 2002(平成14)年 3月 | 地対財特法失効 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 |
| 2005(平成17)年 1月 | 「新京都府人権教育・啓発推進計画」策定 |
| 2011(平成23)年 4月 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 |
| 2016(平成28)年 1月 | 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」策定 |
| 2016(平成28)年 12月 | 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 |

部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会附帯決議

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会附帯決議

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

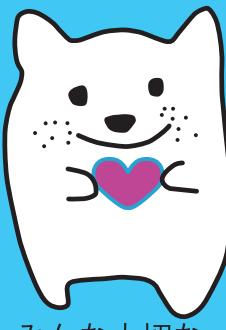
一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

京都府人権啓発キャラクター

「じんくん」



みんな大切な
オンリー ワン

[発行]

京都府 府民環境部人権啓発推進室

[監修]

京都教育大学 教育学部教授 伊藤悦子

大阪市立大学大学院 創造都市研究科教授 阿久澤麻理子

[アドバイザー]

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

[お問い合わせ]

京都府 府民環境部人権啓発推進室

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

TEL: 075-414-4271 FAX: 075-414-4268

E-MAIL: jinken @ pref.kyoto.lg.jp

[京都府ホームページ]

<http://www.pref.kyoto.jp/jinken/>



[人権情報ポータルサイト『京都人権ナビ』]

<https://kyoto-jinken.net>

- ・人権研修等の支援情報
- ・人権に関するイベント等の情報
- ・人権に関する相談窓口の情報

2018(平成30)年3月発行
法務省委託事業 2022(令和4)年3月改訂